

平成 29 年度
第 2 回
和歌山県森林審議会
議事録

日時：平成 29 年 12 月 26 日（火） 13：30～16：00

場所：和歌山県民文化会館 6 階 特別会議室 B

平成29年度 第2回和歌山県森林審議会 議事録

日時：平成29年12月26日（火）13：30～16：00

場所：和歌山県文化会館 6階 特別会議室B

児玉副課長
(以下「司会」)

定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第2回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の児玉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議の前に、お手元の資料の確認をお願いします。

本日の次第、配席図、委員名簿、森林審議会関係法令等は一冊に綴じた資料になっています。資料1としまして「地域森林計画（変更）の概要」、資料2としまして「保安林の指定の解除および林地開発行為の許可に関する諮問事案」、資料3としまして「林地開発行為の許可に関する事後報告事案」、資料4としまして「新たな森林管理システムと森林環境税などについて」、以上となっています。

まず、和歌山県森林審議会について、簡単にご説明いたします。お手元に配布しています資料の「森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県審議会を置く」とこととされており、この規定に基づき、当審議会を設置しています。

審議会の所掌事務は、第68条第2項及び第3項の規定による事項となります。

具体的には、森林法に基づく事項として、地域森林計画の策定、変更に関すること、地域森林計画の対象森林となっている民有林における林地開発行為の許可に関すること、保安林の指定、指定の解除に関すること、そして、森林病虫害等防除法に基づく事項として、高度公益機能森林の指定、変更等に関することなどです。

この他、森林法の施行に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申すること、などとなっています。

本審議会の委員につきましては、森林法第70条第3項の規定に基づき、2年の任期となっております。

それでは、委員の皆様をご紹介させていただきます。

■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。

ございます。委員でございます。委員でございます。委員でございます。委員でございます。

なお、本日、委員と委員、委員におかれましては、所用のため御欠席でございます。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 部長の原康雄から一言ご挨拶申し上げます。

原部長

こんにちは、和歌山県農林水産部長の原でございます。よろしくお願いいたします。本日は年末の慌ただしい中、また今日明日と一段と冷え込む中で、森林審議会にご出席いただき、心より御礼申し上げます。

最近の森林の取り巻く状況について少しお話しします。

県内の人工林も成熟し、伐期になっています。大きな課題としましては、いかに効率よく出していくか、こういうことになっています。今年7月に森林・林業総合戦略を作りまして、それに基づいて、生産体制の強化やサプライチェーンの構築に取り組んでいます。

最近の大きなニュースは、森林環境税と森林環境譲与税がいよいよ創設された、ということでございます。税の譲与は再来年の平成31年4月から、税の徴収はいろいろありまして約6年後の平成36年度からと少し先になります。これにつきましては、後で事務局からご説明したいと思っておりますけれども、こういったものを有効に使っていきながら、県も市町村も協力して取り組んでいくことになると思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それから22日に、平成30年度の政府予算案と今年度の補正予算案が示されたところであります。新年度の予算案では「林業成長産業化総合対策」という名前で所要の措置がなされています。補正予算では、これまでTPP対策やEPA対策の絡みで林業でも補正が追加されています。今年、来年と林業を取り巻くいろいろな動きが活発に出てくると思っております。皆さまのアドバイスをいただきながら、県も一生懸命進めてまいりたいと思っております。

本日の議題は、審議事項が二件と、報告事項が一件となっています。審議事項の一件目は、県が作成している地域森林計画の一部を変更することについてご審議いただきます。それから二つ目は、有田川町と日高川町にまたがる風力発電の施設に関する保安林指定の解除と林地開発行為の新規許可案件についてご検討いただくことになっています。報告事項と致しましては、6月に森林保全部会でお諮りしたすさみ町の太陽光発電施設の変更許可を行ったので事後の報告をさせていただきます。

お昼からの、大変お疲れのところ申し訳ありませんけれども、是非ご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

司会

部長は所用によりここで退席させていただきます。

続きまして、県職員の出席者を紹介いたします。

森林・林業局 局長の新谷垣内真琴です。林業振興課 課長の西山久雄です。森

林整備課 課長の泉清久です。林業振興課 計画班長の南方清克です。森林整備課 治山班長の森川直博です。

それでは、本日のスケジュールを簡単にご説明いたします。

本日の議事は、1 地域森林計画の一部変更について、2 保安林の指定の解除および林地開発行為の許可に関することについて、3 林地開発行為の許可に関する変更許可の事後報告、の3つとなっております。

そして最後に、先般創設が決まりました森林環境税について、事務局から制度の概要などを説明させていただきます。

なお、終了時刻は16時を予定しています。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、審議会を進めたいと思います。

会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規の第5条に基づき、会長が務めることとされています。

■■■■会長、よろしくお願いいたします。

■■■■会長

(以下「議長」)

ただ今、紹介をいただきました■■■■でございます。

これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと思います。

まず、本日の議事録の署名委員につきましては、私から指名させていただきます。

■■■■委員と■■■■委員にお願いいたします。

【議事1】

それでは、議事に入ります。

議案1の、地域森林計画の一部変更について、です。事務局から説明をお願いします。

議長

西山 林業振興
課長

林業振興課の西山でございます。よろしくお願いいたします。

今回ご審議いただきます地域森林計画の一部変更について、概要を説明します。

まず、地域森林計画は、森林法の第5条に基づいて県が策定しているものです。この計画で定められるものとしましては、民有林の計画対象森林の区域や、森林の整備と保全に関する基本的な事項、保安林の整備に関する事項、林道の開設や拡張などに関する事項などとなっております。

計画期間は10年を1期として、5年ごとに計画の全体的な見直しを行うものとされています。また、森林の現況などに変動が生じた場合や必要と認められる場合には、その都度変更をすることが可能となっております。

本日は、紀北、紀中及び紀南の3つの地域におきまして、一部変更を行う必要が生じたので、ご審議いただくことになりました。

変更する3計画の変更項目は、計画対象森林の区域や林道の拡張に関する計画、要整備森林の指定と解除となっております。

変更内容の詳細については、担当班長の南方から説明しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

南方 林業振興
課計画班長

担当班長の南方です。座って説明させていただきます。

それでは、地域森林計画の変更についてご説明させていただきます。

お手元の資料1 地域森林計画変更の概要と書いた資料で説明させていただきます。46ページの紀北地域森林計画書案、48ページの紀中地域森林計画書案、54ページの紀南地域森林計画書案で説明いたします。

まず最初に、森林計画制度を簡単にご説明させていただきます。

森林は、様々な機能を有しており、私たちの暮らしを支える大切な存在です。しかし、森林の生長には長い年月が必要で、一度森林が損なわれるとその機能を回復するのは容易ではありません。このため、長期的な視点に立って、森林の取り扱いを計画的かつ適切に行う観点から、森林法により森林計画制度が設けられ、国、都道府県、市町村などがそれぞれの役割に応じて森林の取り扱いを定めることになっています。

資料1の1ページをご覧ください。

その森林計画制度の体系ですが、森林・林業基本法に基づき、政府が、森林・林業基本計画を策定します。森林・林業基本計画では、森林・林業の基本施策に関する基本的な方針等を定めることになっています。次に、森林法に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即した全国森林計画をたてます。全国森林計画では、全国的な視点での、森林整備・保全の目標やルール、ガイドラインなどを定めます。次に、全国森林計画に即して、都道府県知事は、民有林について地域森林計画を策定するよう森林法で定められています。全国158の森林計画区ごとに、森林の区域や、伐採、造林、林道、保安林の整備目標や、市町村森林整備計画で定められる森林施業やゾーニング等に関する指針を定めます。2ページにもありますように、和歌山県には、紀北、紀中、紀南の3つの森林計画区があり、今からご審議いただくのは紀北、紀中及び紀南の3つの森林計画区の一部変更になります。次に、市町村長は、地域森林計画に適合した市町村森林整備計画を策定するよう森林法で定められており、各市町村の森林のマスタープランとなるよう、市町村における森林づくりの構想や森林のゾーニング、森林施業の方法、作業道などの路網計画を定めることになっています。

それでは、今回ご審議いただく紀北、紀中及び紀南地域森林計画の一部変更について、説明させていただきます。

まず、紀北地域森林計画の変更です。

資料1、46ページから紀北地域森林計画書案を添付しておりますが、地域森林計画変更の概要で説明させていただきます。

資料1の3ページをご覧ください。紀北地域森林計画の変更と書いております。

今回の地域森林計画の一部変更は、森林法第5条第5項に基づく変更です。

森林法には、「森林の現況や経済事情等に変動があったため必要と認めるとき

は、地域森林計画を変更することができる」と規定されています。

今回の変更箇所は「計画の対象とする森林区域」の変更です。

「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、森林に供する区域を新たに計画対象森林へ編入したり、林地開発等により現況が森林以外になった区域のうち、完了確認を行った箇所を計画対象森林から除外するといった内容です。

和歌山市は、縮小3箇所、17haの減となります。橋本市は、拡大1箇所、縮小2箇所、差し引きにより2haの減、紀の川市は、縮小4箇所、3haの減、岩出市は、縮小2箇所、2haの減、かつらぎ町は、縮小1箇所、四捨五入で増減なし、九度山町は、縮小2箇所、四捨五入で増減なしとなります。今回の変更で、紀北の計画対象森林は全体で24haの減少となります。

4ページに1ha以上の転用に係る区域変更箇所の一覧を添えております。12ページから36ページに図面や写真を添付させて頂いております。今回の変更の約7割が京奈和自動車道紀北西道路に係る連絡調整での減となります。

続きまして、紀中地域森林計画の変更について説明いたします。

紀中地域森林計画書案は48ページから添付しておりますが、地域森林計画変更の概要で説明させていただきます。

資料1の5ページをご覧ください。紀中地域森林計画の変更についてです。

今回の変更箇所は2つで、「計画の対象とする森林区域」と「要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」の2項目です。

「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、紀北計画と同様です。

御坊市は、縮小1箇所、四捨五入で増減なし、広川町は、縮小1箇所、四捨五入で増減なし、有田川町は、縮小2箇所、1haの減、美浜町は、縮小1箇所、四捨五入で増減なし、日高町は、縮小3箇所、1haの減、日高川町は、縮小2箇所、四捨五入で増減なしとなります。今回の変更で、紀中の計画対象森林は2haの減少となります。

1ha以上の転用に係る区域変更箇所は1箇所、図、写真は37ページから40ページに添付させて頂いております。

6ページをご覧ください。

次に「要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」について説明させていただきます。

要整備森林とは、指定目的の機能が発揮されていない保安林において、早急に施業を実施する必要がある森林のことです。

今回、日高郡日高川町寒川字下西ノ川西原地内の森林が今月、要整備森林に指定されましたので、森林法第39条の4第1項の規定に基づき地域森林計画を変更するものです。51ページから53ページに図、写真を添付しております。

続きまして、紀南地域森林計画の変更について説明いたします。

54ページから紀南地域森林計画書案を添付しております。地域森林計画変更の概要で説明させていただきます。

7ページをご覧ください。紀南地域森林計画の変更についてです。

紀南地域森林計画の変更箇所は3項目ありまして、「計画の対象とする森林区域」と「林道の開設又は拡張に関する計画」、「要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」の3項目です。

「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、紀北・紀中計画と同様です。あらかじめお送りさせて頂きました資料の7ページでは、那智勝浦町では縮小2箇所、合計2haの減としておりました。しかし、那智勝浦町から地域森林計画対象森林除外予定の隣接地で、新たに同様の太陽光発電事業計画がある旨の報告があったため、当該地におきましては、地域森林計画対象森林から除外しないこととしました。これによりまして、紀南地域森林計画において、那智勝浦町につきましては、縮小1箇所1haの減となります。本日、会場でお配りさせて頂きましたものは、差し替えさせて頂いています。

そのほかの市町村につきましては、田辺市は、縮小4箇所、四捨五入で増減なし、新宮市は、縮小2箇所、四捨五入で増減なし、白浜町は、縮小2箇所、四捨五入で増減なし、太地町は、縮小1箇所、1haの減、古座川町は、縮小1箇所、四捨五入で増減なしとなります。今回の変更で、計画対象森林は全体で2haの減少となります。

8ページにつきましては、1ha以上の転用に係る区域変更箇所において、一部数値の誤りと、太地町分の記載もれがございましたので、差し替えさせて頂いています。

1ha以上の転用に係る区域変更箇所は2箇所、41ページから45ページに図、写真を添付させて頂いております。

次に、「林道の開設又は拡張に関する計画」について説明させて頂きます。8ページをご覧ください。

森林施業や木材生産の効率化と車両通行の安全性の向上を図るため、田辺市の林道小森1号線で新たに法面改良を計画しております。1路線2,000mの増となります。9ページには法面改良する林道の路線計画図を添付しております。

10ページをご覧ください。「要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」について説明させて頂きます。

要整備森林とは、先ほど説明させて頂きましたように、指定目的の機能が発揮されていない保安林において、早急に施業を実施する必要がある森林のことです。

今回、要整備森林に指定されていた田辺市竹ノ平字不動谷地内及び新宮市高田字大越地内の森林が、間伐の実施により林分の過密状態が解消されましたので、9月に要整備森林の指定を解除されましたので、森林法第39条の4第1項の規定に基づき地域森林計画を変更するものです。63ページから65ページに田辺市のもの、60ページから62ページに新宮市の図、写真を添付しております。

なお、紀北地域森林計画、紀中地域森林計画及び紀南地域森林計画の変更案につきましては、森林法第5条第5項の規定に基づき、平成29年11月6日から11月30日まで縦覧に供しましたが、意見等は寄せられておりませんので、そ

	<p>の旨報告いたします。</p> <p>以上が変更の内容です。どうかご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局からの説明がありました。地域森林計画の一部変更について、委員の皆様からご意見やご質問はございませんか。</p>
委員	<p>1ヘクタール以上の転用の概要が書いてあるわけですが、大半が道路に関わることで、一つが避難所とあって、もう一つ有田川町に資材置き場とあり、この資材置き場は公共的な感じがしないので少し違和感があるのですが、これはどういう資材置き場として転用されたものですか。</p>
議長	<p>事務局から回答をお願いします。</p>
事務局（南方）	<p>有田川町のものは林地開発行為の許可済みのもので、完了確認が終わったものです。</p>
委員	<p>個人の施設ですか。</p>
事務局（南方）	<p>企業の再生工場です。</p>
委員	<p>はい、わかりました。全く問題ないです。</p>
委員	<p>要整備森林という部分がよく見かけられるのですが、選定基準はどうされているのか教えていただきたい。もう一点、林道の改良がありますが、これは研究もしていただいて、どういうところが改良すると効果が高いのかということは非常に重要と思っています。どういう選定基準でどういうふうに使われているのか教えてください。</p>
事務局（南方）	<p>要整備森林につきましては、現地で確認や、地元からの要望で選んでいます。林道の改良区域につきましても現地的に一番近い市町村等の要望であったり、地域森林計画の変更ですので県職員が最終的なチェックをしています。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
委員	<p>委員と同じ事になりますが、要整備森林は今どれくらいあって、どれくらいの程度でありますか。確か森林法で強制的に何かをさせないといけない、という根拠が書かれていると思いますが、私も具体的にどの辺りが要整備森林かと意識していなかったのです。実際にどれくらい指定されていて、改善されるとおそらく指定を外されると思いますが、毎回たくさん出てくるのでしょうか。ご説明いただきたい。あと、説明ですが、林道の改良について、うちの社有林の手前のところなのですが、過去の紀伊半島の大豪雨の時にズタズタに壊れて入れなくなって大変苦労したところなので、先ほど社の者に確認しましたら、大変ありがたいことで感謝しています、と言っておりましたのでご報告しておきます。</p>
事務局（南方）	<p>全体で375ヘクタール、県下全域です。ただ、間伐などの森林整備が終わっているところがほとんどです。今残っているのは、今回計画に上げています日高川町のところだけになっています。</p>

<p>委員</p> <p>事務局（南方）</p>	<p>これが終わると、とりあえずなくなるということですか？今回付けていただいた日高川町のところが増えて、それ以外のものはだいたい消えているということで。それを除けばだいたい375ヘクタールですよ、ということですね。</p>
<p>事務局（南方）</p>	<p>はい。</p>
<p>委員</p> <p>事務局（南方）</p>	<p>那智勝浦町の避難所はどのような施設ですか？</p> <p>町は津波の避難所としていきたい、ということ聞いています。</p>
<p>委員</p> <p>事務局（南方）</p>	<p>仮設住宅を作る用地ですか？</p> <p>いいえ、そういう訳ではありません。一時的に避難する所です。</p>
<p>委員</p> <p>事務局（南方）</p>	<p>そういう要望は県内で津波被害が想定される市町村からこれから増えるようなことはありますか？</p> <p>今回の場合はそういうことで、たまたま土砂の持って行ったところが高台になりましたので、避難所にちょうどいいのではないかと、という理由です。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p> <p>出席委員</p> <p>議長</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>特にないようでありましたら、今まで質問はありましたが、反対の意見はございませんでしたので、適当と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは適当と認めることと致します。</p>
<p>議長</p> <p>泉 森林整備課長</p>	<p>【議事2】</p> <p>それでは議案2の、保安林の指定の解除および林地開発行為の許可に関するこの新規許可に移ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>森林整備課長の泉でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>保安林指定の解除及び林地開発許可の事案説明に入ります前に、現状についてご説明させていただきます。</p> <p>林地開発許可制度につきましては、昭和49年の森林法改正による運用開始から40年あまりが経過し、これまで本県では、約2,460ヘクタール、件数にしまして143件の事案について、その都度、森林審議会の各委員の皆さまのご意見を賜りながら、許可をしてきてございます。</p> <p>林地開発許可申請は、バブル期にはゴルフ場や宅地造成などの大規模な開発が多くございましたが、バブル崩壊後から新規案件が少なくなっておりました。</p> <p>しかし、平成24年7月からスタートしました再生可能エネルギー固定価格買取制度の関係で、風力発電施設や太陽光の発電施設に係る案件が多くなっているところでございます。</p> <p>太陽光発電施設につきましては、新規案件であったり、以前はゴルフ場で許可を</p>

受けていたものを変更許可するものを合わせて林地開発関係で7件許可しているところ。また、風力発電施設につきましては、有田郡、日高郡を中心に既に6件、74基を許可している状況でございます。

近年、各地で局地的な豪雨が頻発し、被害を招いていることから、山地災害の防止など、県と致しましても、林地開発許可制度、また保安林指定の解除の事務にあたっては、より一層の適正な実施を心がけているとともに、申請者に対して地元住民など利害関係者に計画内容を十分に説明し、理解を得るよう指導しているところでございます。

本日は、ご審議いただきたい事案が1件、ご報告させていただきたい事案が1件でございます。ご審議いただく案件は、エコ・パワー株式会社による風力発電所計画に係る保安林指定の解除及び林地開発許可の新規案件でございます。報告事案は、旭メガソーラーすさみ発電株式会社による太陽光発電計画に係る変更許可案件でございます。

具体的な内容につきましては、治山班長の森川からご説明させていただきますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

森川 森林整備
課治山班長

森林整備課治山班長の森川でございます。よろしく申し上げます。

それでは、事案説明をさせていただく前に、林地開発許可制度及び保安林制度の概要からご説明させていただきます。

お手元の資料2とパワーポイントで説明させていただきます。まず最初に、「林地開発許可制度の概要」について、ご説明させていただきます。

林地開発許可制度については、森林法第10条の2第1項で地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない、となっております。また、森林法第10条の2第2項で、林地開発の許可申請があった場合の4つの許可要件が定められております。

具体的には、1つ目の災害の防止対策としまして、開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること、2つ目の水害の防止対策としまして、開発行為により、下流域において水害を発生させるおそれがあること、3つ目の水の確保対策としまして、開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること、4つ目の環境の保全対策としまして、開発行為により、周辺地域においての森林環境を著しく悪化させるおそれがあることの4つの要件があり、都道府県知事は、この4つの要件にいずれも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない、となっております。

次に、「保安林制度の概要」について、ご説明させていただきます。

保安林とは、森林法により、水源の涵養、その他の災害の防備、生活環境の保全等、公益目的を達成するため、指定された森林であり、保安林機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されています。

保安林の解除については、森林法第26条の2第1項に規定する「指定理由の消滅」又は同法第26条の2第2項に規定する「公益上の理由」のいずれかに該当する場合に行われています。

「公益上の理由」の解除に該当するエネルギー発電事業は、原子力・水力・地熱・火力発電事業のみであり、当該、風力発電施設にかかる保安林の解除は林野庁の通達により、「指定理由の消滅」のうちの「当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき、又はその設置が極めて確実に認められるとき」に該当する場合のみ解除することができます。

また、林野庁通知により、保安林を他の用途に転用する「指定理由の消滅」の解除をする場合には、6つの要件を具備することが必要となっております。

この6つ要件、①「級地区分」、②「用地事情等」、③「面積が最小限度」、④「実現の確実性」、⑤「利害関係者の同意」、⑥「その他満たすべき基準」については、後ほど詳しくご説明させていただきます。

なお、当該保安林解除は、森林法施行令第3条の3の規定に基づき1ha以上の「指定の理由の消滅」であるため、農林水産大臣の同意が必要であり、本審議会の答申後には、大臣への協議書を提出します。このことから昨年10月6日から、林野庁への事前相談も行っております。

それでは、本日の森林審議会に諮問しております、「林地開発許可」及び「保安林の指定の解除」に係る事案について、ご説明させていただきます。

では、開発事業者、開発行為地、開発目的からご説明いたします。

当該事案は、エコ・パワー株式会社が、広川町、有田川町、日高川町に跨がる白馬山脈の稜線付近において、風力発電施設を設置することを目的とした開発を行う事案となっております。

本事業申請者は、全国初の風力発電専門企業として昭和51年に設立し、全国22地域145基、18万4千kwの発電容量を有し運転管理しています。

なお、現在整備中の3地点、山形県や岩手県、三重県といったところがありますが、そこを含め、平成35年末までに設備容量50万kw達成を目指し事業展開しています。

当該事業の資金計画については、自己資金と、設備資金として平成27年にコスモ石油株式会社の単独株式移転により設立されたコスモエネルギーホールディング株式会社からの資金提携がなされております。

こちらが位置図になります。

事業計画地は、本県中央部の有田郡と日高郡を跨ぐ白馬山脈の稜線地に位置しており、有田郡広川町、有田川町、日高郡日高川町の3町にまたがっています。

開発申請箇所の概要ですが、当該開発地の事業区域内には、保安林、水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林と、普通林が存在し、一部、農地や宅地も含まれています。

次に地形に関してですが、この開発区域には5つの小流域が存在しており、そ

れぞれ、河川管理者への協議等が行われているところです。詳しくは後ほどご説明させていただきます。

次に森林の状況について、ご説明いたします。

当該開発区域の森林は、この写真のように、スギやヒノキを中心とする針葉樹林と、ウバメガシやコナラ等の広葉樹林です。開発地のほとんどが人工林となっています。

こちらが開発計画の全体図になります。

赤色部が風車施設、黄色着色部が管理用道路、紫色部が残土処理施設兼、林業用施設の貯木場となっております。

計画は、有田郡と日高郡の境界である白馬山脈の尾根沿いに、風車施設23基、変電所1基、残土処理場3箇所、管理用道路約5000mを開発する内容となっており、全体で約48.3MWの発電規模を有する計画となっております。

また、風車施設や管理用道路の開設により発生した土砂は、3箇所の谷部を残土処理施設として造成し、完成後は、林業用を目的とした貯木場として利用される計画となっております。

続いて事業区域の面積内訳についてご説明します。

最下段右端の計をご覧ください。事業区域全体の面積は、約73.4ha、そのうち開発区域が保安林、約15.8haと、普通林、約7.8haの合計23.7haとなっており、風力発電施設用地と管理用道路等、全体事業区域の約32%を占めています。なお、保安林解除部分は、風車ヤード施設用地の部分のみを解除対象としており、その解除面積は約5.4haとなります。

保安林内の風車設置用の管理用道路や残土処理施設は造成後に、林業用施設として使うこととしています。

このことから林野庁通知の「保安林解除及び作業許可要件に係る留意事項」に基づき、「森林の施業・管理の用にも供する道路と施設」であることから保安林解除ではなく、保安林内作業許可として扱い、その面積は、10.4haを予定しています。

また、残置森林につきましては保安林で37.0haと普通林で9.1haあわせ約46.1haの配置が計画されており、全体の森林区域である73.4haの約62.8%にあたります。残置森林の基準である工場・事業場の設置のおおむね35%以上に対し、十分に確保されております。

それでは林地開発の4つの要件について、順番に説明していきます。

まず最初に、災害の防止に関する観点で土砂流出防止対策等についてご説明いたします。

まず、左上の貯木場平面図をご覧ください。貯木場におきましては、補強土擁壁を法尻に設置し、基準どおりである1割8分の勾配で盛土造成する計画となって

おり、最下部には沈砂池を設置し、下流への土砂流出防止を考慮した内容となっております。なお、沈砂池の容量、補強土擁壁、盛土についての安定計算等の技術資料が添付されており、審査したところ、基準を満たした計画となっております。

また、風車施設のヤード部分や管理道路につきましては、切土勾配及び盛土勾配、小段の設置等について、どれも基準を満たした計画内容となっております。

続きまして、水害の防止に関する観点でご説明いたします。

当該計画地からの排水は、広川流域、修理川流域、三十井川流域、高津尾川流域、伊佐ノ川流域という5つの流域に流下することになります。

そこで申請者は、河川管理者である広川町、有田川町、日高川町と協議を行い、上記図の紫色に着色された11箇所において、開発前と開発後との流量増加率の調査を行いました。

調査の結果、11箇所全てにおいて、流量増加率が1%未満であったことから、開発による下流への影響は小さいと判断し、河川管理者とも協議の上、防災調整池等は設置しない計画となっております。

続きまして、水の確保に対する計画についてご説明します。

当該計画地の下流域において、当該事業地の森林に依存する、かんがい用水、飲用水等の水需要について調査した結果、広川流域のカラト谷に簡易な給水施設があることから、利用している岩淵区に対する説明会を開催し、同意を得ています。

また、利水施設等はないものの、流下させるにあたり、有田川漁業協同組合、日高川漁業協同組合、修理川地区、宇井苔地区、伊佐ノ川地区、高津尾川地区、三十井川地区等の全ての利害関係者の同意を取得しています。

環境の保全に対する計画についてご説明いたします。

周辺森林への影響を考え、開発区域の周辺部に残置森林が配置されており、森林率も基準値である35%以上の62.8%が確保されています。緑色の部分が残置森林になります。

次に、「保安林解除」について、ご説明させていただきます。

当該、風力発電施設にかかる保安林の解除は森林法第26条の2第1項に規定する「指定理由の消滅」として、林野庁の通達により、ウの「当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき、又はその設置が極めて確実と認められるとき」の解除として取り扱います。また、審査内容については、林野庁通知により、次に掲げる6つの要件を具備することが必要となっております。

具体的には、1つ目「級地区分」、原則として1級地の解除はできないこととなっており、このことから1級地である「治山事業の施行地」、「傾斜度が25度

以上の地形」、「人家、道路等国民生活上重要な施設に近接する保安林」等には該当しておりません。

2つ目は「用地事情」、その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること、については、候補地13地点の絞り込みを行い、総合的に検討されています。詳細については、後で説明します。

3つ目は「面積が最小限度」については、「用地事情」の候補地13地点の絞り込みを行う際に、保安林解除面積あたりの発電変更面積が小さく、かつ発電容量が最大の候補地などを総合的に検討しており、保安林の解除面積が必要最小限となるよう計画されています。

4つ目は「実現の確実性」、土地利用に係る必要な許認可等については、森林法以外に環境影響評価法の経産大臣の確定通知があり、許可等以外の届出関係では、土壌汚染対策法、景観法、農地法の必要な届出手続きについても行うこととされています。また、信用、資力については、当該事業の資金計画で、自己資金と、当該事業に必要な設備資金として、コスモエネルギーホールディング株式会社からの借入金の資金提携がなされており、

5つ目は「利害関係者の同意」市町村の長の同意及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意については、土地所有者（森林所有者）、地元の6区長、関係3町長、地元漁業協同組合長の同意を得ています。

6つ目は「その他満たすべき基準」については、林地開発と保安林解除基準により審査し、その機能を代替する施設が基準を満たした計画となっています。なお、代替保安林の指定箇所の詳細については、後で説明します。

次に、保安林解除の「②用地事情等」の他に適地を求めることができない確認事項について、ご説明させていただきます。

再生可能エネルギー発電設備用地、特に風力発電事業の保安林解除については、林野庁通知に基づき、事業目的や保安林の配備状況と併せて、次の因子等からみて合理的な選定となっているか確認することとなっています。

具体的には、1つ目「資源量」、風況が平均風速5m/s以上であること、2つ目は「道路の確認」、風力発電設備等の搬入道路の確保が確実であること、3つ目は「送電線・連系等の確認」、発生電力を供給する連系送電線の有無、連系ポイントまでの距離、連系可能な電力量等が確保されていること、4つ目は「平坦地の確保」、土地の改変面積が風力発電施設等の発電設備の設置スペースや作業ヤード等の確保が確実であること、5つ目は「騒音等環境」、騒音の影響の検討・調査等がされていること。6つ目は「土地利用制限」、自然公園、砂防指定区域などの他法令等の制限の確認をすること、というふうになっています。

これは、6つの確認事項について、事業者が県内13箇所の候補地を検討した結果をまとめたものです。

日高川町の①が今回の申請箇所になっています。有田川町、日高川町、由良町と選定した箇所について6つの事項について確認を行っています。

風況、道路、送電線、平坦地確保、騒音等環境、土地利用制限の6つの確認事項から、総合的に検討した結果、当該風力発電事業地が、「②用地事業等」の他に適地を求めることができない、最も適していると判断しており、県もそれを確認しております。

次に、先に説明しました⑥のその他の満たすべき基準の代替保安林について説明します。

保安林を他の用途に転用するための解除に際しては、転用に伴って失われる保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置等を講ずることを求めることとなっております。また、転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上で、事業に供しようとする区域内の森林の面積にしめる保安林の割合が10パーセント以上である場合は、原則として、当該転用に係る面積以上の代替保安林とすべき森林が確保されているものであること、となっております。

このことから、開発に係る森林の面積23.7haに対し、転用に係る解除面積5.4haであり、森林の面積に占める保安林の解除割合が23%であることから代替保安林の確保が必要となります。

代替保安林の指定にあたっての基本的な考え方については、水源かん養保安林の場合は、受益の対象及び保安林配備の状況、森林現況等に配慮して、同一の単位区域内の森林を対象として行うこととなっております。

具体的な代替保安林の指定区域については、和歌山県内は、紀北、紀中、紀南の3区分が単位となっており、当該解除案件であれば「紀中」が同一単位区域となり、有田郡一円及び日高郡一円の中で代替保安林を指定することとなります。

このことから、広川町内16ha、有田川町内10ha、日高川町内23haの指定予定地のうち解除面積5.4ha以上を代替保安林として指定する計画としております。

以上のとおり、林地開発許可に係る4つの要件及び保安林解除に係る6つの要件について審査を行った結果、当該開発計画は適正であると判断しています。

以上で、本日の森林審議会に諮問しています林地開発許可及び保安林指定の解除に係る新規事案の説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。長いこと説明していただきましたので、最初の方は聞いたことを忘れかけているようなところもあるかもしれませんが、皆さまからのご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願い申し上げます。

委員

この山の尾根の場所が和歌山県のどの辺りかよくわかっておりませんが、周辺の町や村から尾根の部分は見通せる土地なのでしょうかと云いますのは、設置の基準に山なみの景観云々という項目がありませんでしたので、そういうことは

事務局（森川）	<p>審査の基準ではないと思いますが、そういう場面も出てくるかと思いますが、そういう部分も審査の対象に入れていただけたらいいのではないかと、思いました。</p>
■委員	<p>位置につきましては、資料の最終ページの地図で見て下さい。有田郡の広川町と有田川町、日高郡の日高川町にまたがっているところで、地図の右側の上の方に国道424号線の白馬トンネルがありまして、そこから左側にあります。おそらく下の方からは見える状態になると思います。ただし、林地開発においては、許可要件に「景観」は入っていませんので、その分については特に審査の対象となっております。</p>
議長	<p>対象となっていないのはよくわかりますけれども、そういうのも対象にするべきではないかなと思ったのでお聞きしてみました。</p>
■委員	<p>今の■委員からのご意見としては、県でそれを対象とすることができないとしても、この意見として、そういうのも中に入れた方がいいのではないかと、という意見でよろしいですか。</p>
議長	<p>そういう観点が必要ではないか、という意見です。</p> <p>また、この後で全体で認めるか、認めないかということの中に、意見として付け加えるかどうかについて、また後ほど伺いたいと思います。</p>
■委員	<p>この白馬山脈の尾根筋ですけれども、今現在高速道路からしっかり見えるところにありますよね。あの分に関しては、ずっと以前の審議会一度審議の対象になったことがあったと思います。そのときに、委員全員ではなかったと思いますが、見学にも行ったはずですが、それと今回の開発は関係がなくて、全く新たなものということで理解してよろしいのでしょうか。今現在あるものに付け加えて、こうしていくつもあるのか、さらに転設されるのかなと思います。あと、■委員のお話にもありました景観の問題ですが、世界遺産には指定されていない部分ではありますけれども、熊野古道の所から見えるのではないかっていうのが、そういう事はもう見えてもいいよ、と森林関係では問題にならない事かもしれないですけど、県としては世界遺産に続く道から見えるということに関してどのようにお考えなのか伺わせていただきたい。それと、これだけ風車ができるということは、騒音というのは耳に聞こえる騒音ばかりでなく、体で感じる低周波のようなものがあると思いますが、そういうところは全部解決済みということでしょうか。以上です。</p>
事務局（森川）	<p>■委員のご質問にも絡んでくると思いますが、今回の風力発電施設については、既にあるところとは別の新たな事業ということになります。景観によろしくないのではないかとというお話もありますが、それについては景観条例がございまして、他部局他部署の所管になり、そちらに届出を出すという形になります。環境アセスの観点でも見ていただいているところですが、林地開発の許可案件からはその分野は外れています。もう一つの騒音、低周波の関係につきましては、これも環境アセスの関係になるのですが、住宅との距離について事業者は検討いたしまして、最短距離で約1kmでございまして、そこについて騒音レベルなどを調査</p>

議長	<p>しているところ、気にならないレベルであると環境アセスの方の結果が出ています。</p> <p>先ほどからのお話もありますが、事務局サイドとしては「林地」ということに関してのことで、それ以外に環境アセスメントという別の観点からの景観であったり、健康であったりとかいうことに対するチェックというか、問題提起というのはそちらの方が判断することだというご説明でよろしいでしょうか。</p>
事務局（森川）	はい、そうです。
委員	それはもう済んでいるのですか。これからですか。
事務局（森川）	<p>環境影響評価につきましては、平成25年8月から方法書や準備書という形で進んでおりまして、平成29年3月9日に確定通知が出されています。それから景観条例についてはこの審議会が終わってから、平成30年1月に届出を出すことになっております。その中には経済産業省からの意見であったり、和歌山県からの意見であったり、というものが付け加えられています。</p>
委員	<p>大変よくわかりました。この審議会は森林に関するところが主なところで、その他のところはそれぞれの部署でということとはよくわかるのですが、こうして新規が出てくる前の古いのが一体どこら辺にあるのかなってというのが気になるところでして、以前のものにプラスされて増えていくわけですよ。その場合の森の条件と言いますか、森の状況とかは、こうして段々増えていったときにどうなるのかなというの、今すぐに何かをどうかしてくださいというわけではないのですが、知りたいところではあります。ただ、この場合は森林に対しての審議会なので、一応納得しています。ありがとうございます。</p>
委員	<p>前にもこの審議会でお話ししたかと思いますが、環境アセスメントの中に森林関係のやつも入っているという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局（森川）	<p>環境アセスメントには動植物に関する分野というのがありますので、それをやっております。</p>
委員	<p>一応、それは調べられた結果としてそういう影響はないという結論がここでは出ています。前にお話ししましたが、自社有林の話で、九州で風力発電をやったときに、希少樹種みたいなやつが広葉樹で出てきて、たいしたことはなかったですが私の会社としては「これはまずい」ということで一旦引いた記憶があります。その辺の影響は今回の場合は針葉樹が多いとおっしゃったので、その辺はないのかなと思いますけれども、その辺を含めた環境アセスメントだったのかなと思いました。</p>
事務局（森川）	<p>はい。基本的には開発の大部分が人工林の中でございまして、少しばかり広葉樹林が混ざっております。その広葉樹林は二次林であるクヌギやコナラ林であり、重要な樹種や群落がないのかという環境アセスメントの調査も行っており、特段そういったものはないと確認されています。</p>
委員	<p>これもこの審議会の審議事項ではないかもしれませんが、一つ教えていただきたいのですが、風車の場合、この辺りは結構架線集材をやられているエリアと記</p>

事務局（森川）	憶しているのですが、風車の何メートル以内は架線が張れないとか、あるいは最近架線を張るときにドローンを飛ばして最初の線を張るとか、そういうものに関して支障とか山の現場で働いている方への健康影響とか、そういう情報があれば教えていただきたい。
委員	騒音に関しては基本的には住宅地があるところでやっていると思います。おっしゃるように林業作業をやっているときに、というところもあるでしょうけれども、基本的なスタンスとしましては人家とごまかしてごまかしてごまかして、特段情報は持っていません。飛行機の関係もあり、ドローンを飛ばせるのは高度150mまでで、そこまでは風車も高くなく、約100mの風車なので一応影響はないと思います。
議長	逆に風車が低いので、先柱へ飛ばすときに風車から何m以内は飛ばしてはいけない、とかそういうことが起こってくるのかなと思ひまして。おそらくあまり想定されていないことなので、おそらく定まっていなかったのかなという感じがします。風車に当たって損害賠償をしないといけなかったのかなと。
委員	現実には、尾根筋に風車があって、その横に林道があって、林道から風車を背中にして向こう側へドローンを飛ばすと思います。なので、その影響はたぶんないと思います。
事務局（森口）	初めて質問します。風車の耐用年数はどれくらいなのですか？ 林地開発を担当しています森林整備課の森口と申します。発言をさせていただいてもよろしいでしょうか。風車の建設につきましては電気事業法の方で建築確認等を行うのですけれども、我々の方で耐用年数というものは確認できていません。おそらくこういった構造物であれば、20年くらいかなと想像のなかではあるのですが思っております。特に支柱というよりも羽の部分の耐用年数の方が短いかな、とそういう認識でいます。
委員	はい、ありがとうございます。
委員	一つお聞きしたいのですが、風力発電はあちこちで非常に問題になっていますよね。そうした中で、この地域においての地すべり地域とか、災害指定地域とか、そういうふうなものは一切ないのですよね。それともう一つは、三町長が同意しているところに書かれています、その同意内容についてどこまで同意されているのか、教えていただきたい。これは他でも同じ事だと思います。景観保全条例でも、それぞれの分野だけ守って判断する、と。そうすると最終的に総合判断をするのは県ですよ。それをもって国の方で認可手続きをする、というふうな手続き方法になっているかと思ひますけれども。ただ、今の段階は考慮書というのかそうした段階ですか？それとも方法書の第二段階まで行っているのか、そして最終段階まで行っているのかで、許可をしていくのに確か三段階あったと思ひます。その辺りはどのようになっていますか？
事務局（森川）	まず、その地域に危険な地すべり防止区域や土砂災害させるところがないかについては、そのようなところはございません。市町村の同意につきましては、先

ほど委員が仰いました内容は環境アセスメントの意味合いでございまして、経済産業省の関係する法令でございます。私どもがやっています森林審議会で審議していただいている林地開発許可制度は林野庁の森林法の中でやっているものでございますので、基本的には簡単に言いますと、上物が何であろうが林地を造成することについて是非を問う形になってございます。ですので、上が風車であろうと建物であろうと、という形になってくるので、上の風車部分については環境アセスメントの関係法令によって方法書、準備書、評価書という形でやっていく段階になっています。その段階はもう確定書が出ていますので、結論が出ているということになります。林地開発許可制度については、今回、我々が審査した内容をこの場で諮っていただきたくて、ご意見をいただいて、和歌山県が判断して知事の許可として出すという形になっています。ですので、環境アセスメントと林地開発の部分は若干離してお考えになっていただけたらと思います。それから、市町村長の同意関係の意見については、先ほど申し上げました林地開発の災害、水害、水の確保、環境の4つの要件について、どういうふうに判断して町として意見を出しているか、という形を経まして、どの町においても林地開発許可の申請に対して問題ない、というふうになっています。同じく保安林解除についても同意書をいただいているところでございます。

それともう一点よろしいですか。

今のお話、特に太陽光発電でありますとか、風力発電の関係で先日議会でも質問がありまして、いろいろと各地で議論になっているという状況でございます。ただ、今、制度として太陽光発電や風力発電施設を建設して良いかという包括的な制度がないという形になっています。こちらでご審議いただいているのは森林法に基づく保安林の指定解除と林地開発許可ということで山を切り開いてよいかどうかを今回ご審議いただいています。それから環境アセスメントにつきましても、最終的に評価書を確定している、という手順になっています。それ以外も、今後、土壌汚染対策法だとか景観法に基づく手続きというのもあるのですけれども、そういった個別の手続きを順番に進めているところです。建物を建てる場合は別途建築基準法でありますとか、宅地であれば宅地開発の関係でありますとか、それぞれ手続きを順番にやっていただく、という形になっています。ただ、林地開発許可に関しまして、県の要綱で周辺住民、地元自治会の同意をいただくことをやっております、実はこれ以外の手続きのほとんどは地域住民の方々の同意をいただくという手順がないとなっております。特に林地開発許可に関しまして、県の要綱で周辺住民の同意をいただくことと県の要綱で定めておりますので、なんとなく林地開発許可が建設等に反対される方々の最後の砦のような位置づけになってしまっているところがあります。それ以外の手続きでは周辺自治会の方々の同意をいただく手続きがないものが多いものですから、そういった意味で割と林地開発許可が最後の手続きのように思われているところが事実としてございます。現実には私どもも森林法に基づく手続きということで、法的には各種要件を整えていれば県は許可しなければならないという位置づけになっています。その辺のせめぎ合いが難しい状況です。結論としましては、林地開発許可あるいは保安林

委員
事務局
(新谷垣内)

指定の解除は最後の手続きではありませんが、確かに同意を頂戴しながら進めて行く手続きとしてはこれが最後になってくる可能性があると思います。これ以外にも建築に伴う手続きでありますとか、景観法に伴う届出でありますとか、いくつかの手続きがありますので、そういった手続きは事業者の方に取り組んでいただく形になります。今回、許可をする形になりましても、これで全ての建設がオーライになるというわけではありませんけれども、それに向けての重要なステップの要素があるご理解いただければと思います。

委員

工事をする箇所、風車の立つ場所は本当に小さいと思います。しかし、山の下から森林を伐採して工事用道路がズーっと上がっていきます。その森林がはたしてそれで良いのかどうか。おそらくそこはアスファルトを敷いたりして、きちんとした道路にしてやる業者はないと思います。おそらくはブルドーザーで掻いてトラックで上げられるようにして、搬送さえできたらいいというふうな計画しか出ていないと思いますので。その後、工事した後、雨風でどんどん崩れてくるというふうなことまで、我々はやはり考えるべきではないかと思いますが、そこまで考える必要はないのですか。

事務局（森口）

今、委員ご指摘のお話を今回の開発地に当てはめて考えますと、例えば風車の立つところまでの道については、適切な切り勾配で計画がなされております。路面もアスファルトで舗装されることになっております。その道は周りの森林所有者であったり、林業を営む会社であったり、そのような方たちも使えるような道になります。法面保護も必ず行います。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい、よろしいです。

委員

今の点に関わって一つ提案があります。今回の審議があって、これからこういう件もいろいろ審議する際の提案ですけれども、私たちは確かに森林審議会でありまして、これは林地開発許可で、確かに林地のことしか権限がないと。林地開発許可制度がある要件を満たしたら許可しなければいけない、と。こういうのだったら許可して良いという制度ではないので、いつもこういうジレンマに陥っています。特に最近では風力発電とメガソーラーです。私たちはやっぱり森林といった時には、トータルでいろいろ考えたいという、景観もそうですし、自然もそうですし。そういう認識をお持ちの委員ばかりだと思います。なので、今回特に風力発電については最近いろいろ制度も進んできて、環境評価も項目が多くなってきていますし、この場合は平成29年にすでに確定書が出ているということで、こういうふうにしていきますというアセスメントの方法書自体はそんなに大部なものではないのです。例えばその中から抜粋して、みなさんが気になるようなところをご説明いただくとか、それから先ほど水質は大丈夫ですとか、保全なんかもチェックしていますとか、その辺りもう少しわかりやすく示してもらって、こういうことだとこの条件に当てはまるんだなということで、もちろんこれで本当にいいのかという議論はあるにせよ、少しは判断がしやすくなるのではないかと思いますので、次にご配慮いただければと思います。

事務局（森川） ■委員	わかりました。今後は環境アセスメントの資料として出したいと思います。 今、他部局ではどんなふうな議論であったか、という格好でお願いします。
議長	他にございませんか。特に無いようでしたら、ここで最終的に決を採るか、採決する形で挙手していただく場合もありますが、特に反対という意見はなかったと思うのですが、先ほどからのご意見の中で、それが森林審議会なのかどこなのかはわかりませんが、総合的な判断をして答申する場が必要ではないかという意見が多かったと思います。私が今思っているのは、今回の森林審議会としてこの開発に関しては適当と認めるという以外の答えは今の状況では無いと思いますが、不適当というのはいないと思いますけれども、付帯の意見としまして、景観であったり、環境であったり、総合的な審議をする場が必要ではないか、と付け加えるような形で審議会の答申としてはいかがかなと思いますが、みなさんいかがでしょうか？
委員 議長	いいです。 ご異議が無いようでしたら、今回の事務局から提案のありました案件については、適当と認めるということで、付帯の意見として、今私が言ったことを事務局できれいにまとめてもらって、そういう形でよろしいでしょうか。
■委員	一つだけ。この審議会で問われている話ではありませんけれども、我々の立場から言いますと、所有者さんや地区の方は合意されているかもしれませんが、実際の山で作業される方の声を届ける場所が無いというのは非常に大きな問題なのではないかと思います。例えば、森林組合の作業員さんがそこでずっと作業をされて健康被害が仮にあった場合、誰が許可して誰がどう責任を取るのかということところは未整備であるをということを、この森林審議会だけではなく他の全体の手続きの中でも大きな問題というような体を、森林という立場として付け加えていただけたら、個人的には大変うれしいと思います。
議長	今、委員からあったことも付け加える形で、今回の提案に対しては審議会としては適当と認めるが、付帯の意見としてさっきからお話ししている内容で、事務局に後ほどまとめてもらってよろしいでしょうか。
■委員	ちょっと一つだけ。これに対して全く反対の意見はないのですか。先ほどからみなさん、各町長も地元民も合意しています、と書かれています。それに対して、地区民としても反対の意見はあると私は思います。全くすべて100%賛成という人はいないと思います。その辺りは実際にどのようになっているのかと思います。
事務局（泉）	今回のエコ・パワーの案件につきましては、私どもの方に反対の意見は全然聞こえてきていません。三つの町長もどちらかというと推進ということで伺ってまして、先ほど■委員が言われましたもう一つ手前に10基を以前に許可をして既に稼働しているのですけれども、そのときも広川町長、日高川町長も推進だったわけでした。今回はそれに加えて有田川町、旧金屋になりますが、その辺りが入ってきています。三町長さんもうちの方へは推進ということで伺ってまして、そういったことでの案件ということで、今の状況だけご報告させていただきます。

委員

はい。

委員

たぶん標高を見ると500～600mですよね。全部が中紀の真ん中の尾根筋が占められている。これは勝手な想像なのですが、江戸、明治、大正、昭和までは、ずっと個人のものではなく地域の共有草刈り場とかに使われていたのではないかと、いわゆる里山利用ですね。今はそういうことはないですので、林業ということになります。なんかすごく白馬の背骨を全部風車があるというのがとても不安です。そして、ここは森林審議会なのであんまりごちゃごちゃ言うのはいけないと思うのですが、先を考えてもう少しこの尾根筋を森林として保全できるようにならないものかなと思います。ずっと図面を見ておきますと、いつ何時、世の中は変わって再びここが必要になるかもしれないという変な恐怖心を感じてしまいます。たぶん利用形態が違うので、町長さんたちも現住民のみなさんもいいよと言っているのではないかなと思います。和歌山全体の自然ということを考えてときに、もう少し慎重でもよいのではないかなということを感じてしまいます。

委員

先ほど広川町の話が出ましたよね。広川の方では、今、夜8時になったら風車を止めているというのですよ。ここの審議会で言うべき話ではないのですが、これは人体に影響があるから止めていると、そうした話をちらほら聞きますので、本当にみなさんが賛成されたのかなと疑問を感じましたので。町なのか地元なのかわかりませんが、地元住民のみなさんと風力発電の整備者が8時以降は風車を止めますという協定を結んでいるという話を聞いたんですけれども。これは健康の方で審議される案件であろうと思いますが、そういうこともありますので、みなさん同意ですね、とお聞きしたのです。

事務局

(新谷垣内)

個人的に発言させていただきます。私も以前少し風力発電の関係の仕事をしていたことがあるのですが、かなり距離に影響があるようでして、最近の制度はよくわからないのですが、確か以前のガイドラインですと600mぐらい離れていればいいのではないかという風な環境省だったかの規定があったと思いますが、600mぐらいの距離ですと風車が回る音が聞こえます。特に周辺住民の方々からすると、24時間365日回り続けていますので、夜静かになってきますと風車の回る音が聞こえてくる、あるいは場合によっては家のガラスであったり壁であったりに、なんとなく低周波が伝わると。これが一日中止まらないというのが精神的に嫌になる、ということはお伺いしたことがあります。ただ、900mから1kmぐらい離れるとその辺の影響は随分軽くなるというふうなことをうかがっておりまして、これは私個人の感想ですが、おおむね1kmぐらい離れると影響は少ないかなと。それも風向きとか地形とかにもよるとは思いますが、1kmというのが一つの目安かなと思っています。今回は基本的に直近の民家でも1km離れているという状況ですので、広川町はたぶん町の方で造られている発電所の話ではないかなと思いますが、それは民家が近いものですからその辺が気になるのかなと思います。これは憶測も含めた私の個人的な感想ですが、今回の場合は直近の民家で1km離れているというところから、そういった部分での抵抗が少ないのではないかなという感想を持っています。

委員	<p>ここの審議会で審議する審議ではないと思います。だからそれはあくまでも健康関連のもので、そっちの審議会でやっていただいたらいいと思いますので、ここはあくまでも森林の審議会ということで、私、脱線しましたので元に戻します。</p>
議長	<p>それでは質疑という点では終了といたしまして、基本的には認めるという形で、付帯意見として先ほどから話してきたことを付けるという形でよろしいでしょうか？</p>
委員 議長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、適当と認めると。ただし、景観であったり、環境であったり、健康も含めてという観点で総合的に審議する場が必要ではないか、ということが付帯の意見として付け加えていただくということで、文章はきれいに事務局でまとめてください。林業労働者のケアも含めてということで。特に森林審議会の場としては林業労働者ということに入ることになると思います。よろしく願いいたします。</p>
	<p>【報告 1】</p> <p>それでは続きまして、報告事項。議案 3 の、6 月の森林保全部会で審議されて、7 月の森林審議会で報告を受けたすさみ町の太陽光発電施設に係る変更許可の報告についてです。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
森川 森林整備 課治山班長	<p>同じく森川が説明させていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>続きまして、林地開発行為の変更許可事案について、パワーポイントによりご説明させていただきます。</p> <p>まず最初に、「一括事後報告ができる事項」について、ご説明申し上げます。</p> <p>「和歌山県森林審議会森林保全部会の審議事項について」におきまして、「林地開発に伴うもの」が審議事項の対象となっておりますが、次の 2 点に該当する場合につきましては、一括事後報告によることができるものとされておりまして、</p> <p>まず、1 番目として『開発行為に係る面積が 10 ヘクタール未満のもの、又は開発行為に係る面積が 10 ヘクタール以上であっても変更に係る増加の面積が開発行為に係る変更前の面積の 2 割を越えないもの』、そして 2 番目として『森林法第 10 条の 2 第 2 項各号に該当するおそれのないものであって、森林の保続培養及び森林生産力の増進に著しい影響を与えるものに該当しないもの』とされておりまして、</p> <p>今回報告させていただきます事案につきましては、以上の要件を満たしておりますので、一括事後報告とさせていただきます。</p> <p>それでは、事後報告に係る事案について、ご説明させていただきます。</p> <p>当該事案は、すさみ町口和深地内において、旭メガソーラーすさみ発電株式会社が、太陽光発電施設を設置することを目的として行っている、林地開発行為の変更許可申請事案となっております。</p>

事業計画地は、本県の南部、すさみ町口和深地内に位置し、国道42号線に隣接しています。

それでは変更の内容について、ご説明いたします。

まず、こちらが変更前と変更後を対比した土地利用計画図です。

今回の変更は、開発面積等には何ら変更はないのですが、開発地内北東部において、開発の内容が一部変更されております。

上の赤で囲った部分になるのですがけれども、変更前は森林を伐採し、切土と盛土による造成を行い、その上に太陽光パネルを設置するという計画でしたが、変更後は、切土は行わず、盛土も最小限に抑える内容となっております。

また、パネル設置につきましては、開発地内の他の箇所と同様に、伐採を行った後、防草シートなどで法面保護を施した上にパネルを設置する計画となっております。

こちらが変更後の土地利用計画図で、全体の位置図になります。

右上の表のとおり、今回の変更では、事業対象区域や開発区域については一切変更がありません。切土量が47,520m³から0m³へ、盛土量が45,120m³から4,480m³へと減少しています。調整池を掘削するのに発生した土砂のみを盛土する計画となっております。

このことから、許可申請書の審査結果をご説明させていただきます。

今回の変更許可申請に対し、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」といった林地開発許可における4要件で審査を行った結果、当初どおり適切な対策がなされているため、変更許可相当と判断し、平成29年11月22日に許可を行いました。

以上で本日の森林審議会に報告します林地開発行為の変更許可申請に係る事後報告案件の説明を終了させていただきます。

議長

ありがとうございました。今、事務局から説明がありました報告事項について、皆様方からご質問等はございませんか。

委員

(「なし」の声)

議長

特にないようなので、本件は報告事項ですので以上とさせていただきます。

【以下、話題事項として、森林環境税(仮称)・新たな森林管理システムについて説明し、質疑応答】

議長

大変熱心にご議論いただきまして、定刻の時間までご意見等いただきました。無事に議長も終わらせていただくことになりましたので、どうもありがとうございます。

司会	<p>いました。</p> <p>■■■会長、どうもありがとうございました。</p> <p>本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭に会長から議事録の署名人としてご指名いただきました、■■■委員と■■■委員に後日署名、捺印をお願いしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の森林審議会は終了いたします。</p> <p>長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。</p>
----	--